

基本方向	展開方策	事業名等	内容	関係部署	実施主体	事業概要	成果	課題	目標とする指標・内容	実績
1 地域福祉システムの構築	ア 地域福祉のネットワークづくり	① 身近な地域において市民生活を支える地域福祉システムの構築	総合福祉保健センターを地域福祉活動の拠点施設として、地域の保健・福祉や生きがい活動を支援する情報提供や人材の育成を行います。また、身近な地域の拠点施設として、各学区コミュニティセンターを位置付け、地域の特性や課題に応じた活動が展開できるように支援します。	長寿福祉課	行政	老人福祉センター事業(なごやか) 高齢者の健康増進、生きがい活動・交流の場として、講座、軽スポーツ教室、レクリエーション(イベント)、交流会等を実施します。また、相談所開設業務の一環として高齢者心配ごと相談を実施し、高齢者が安心して生活できるように支援を行いました。	講座、軽スポーツ教室、レクリエーション(イベント)、交流会等を実施し、高齢者の健康増進、生きがい活動・交流の場として機能しました。また、相談所開設業務の一環として高齢者心配ごと相談を実施し、高齢者が安心して生活できるように支援を行いました。	老人福祉センターが、高齢者の活動の場としての役割を果たしていくために、ニーズを掴み、効果的な事業をしていく必要があります。	なごやか 利用者人数(延べ人数) H25 22,132人 H26 22,765人 H27 22,871人 H28 17,813人 H29	
				生涯学習課	行政	生涯学習課が開催する生涯学習事業に関して、各学区コミュニティセンターと連携し、受講者からのアンケート結果を参考にし、講座内容(テーマ)を決めて実施する。	受講者からのアンケート結果を参考にし、講座内容(テーマ)を決めて実施した。「地域の宝を光らせるまちづくり」・「人権学習」	各学区コミュニティセンターとの連携と学区間の講座内容レベル格差の是正	地域の特性や課題に応じた活動の展開 H25 実施 H26 実施 H27 実施 H28 実施 H29	H25 実施(延べ88人) H26 実施(延べ38人) H27 実施(延べ307人) H28 実施(延べ50人) H29
				健康増進課	行政	市民の健康を維持増進するための情報を、広報りっとうやホームページなどで市民に提供しています。	市民の健康を維持増進するための情報を、広報りっとう、ホームページ及び健康づくりカレンダーなどに掲載して情報提供を行うことが出来た。また、乳幼児健診などの機会にリーフレットを用いて検診の受診勧奨を行った。	市民ががん検診や特定健康診査、後期高齢者健康診査等を受診し、健康の維持増進につながるように情報提供を継続する必要がある。	各種がん検診の受診者数 H25 7,000人 H26 6,659人 H27 7,800人 H28 7,825人 H29 7,800人	H25 7,001人 H26 6,919人 H27 7,290人 H28 6,948人 H29
		② 老人福祉センターやひだまりの家を拠点とする地域福祉活動の推進	市民ニーズにあわせた新たな事業展開を行い、利用者の拡大を図るなど、地域活動の拠点として、幅広い市民を受け入れる態勢を整えます。	長寿福祉課	行政	老人福祉センター事業 高齢者の健康増進、生きがい活動・交流の場として、講座、軽スポーツ教室、レクリエーション(イベント)、交流会等を実施します。また、老人福祉センター相談事業として、情報提供、各種相談等、高齢者の生活支援を行います。	講座、軽スポーツ教室、レクリエーション(イベント)、交流会等を実施し、高齢者の健康増進、生きがい活動・交流の場として機能しました。また、老人福祉センター相談事業として、情報提供、各種相談等、高齢者の生活支援を行いました。	老人福祉センターが、高齢者の活動の場としての役割を果たしていくために、ニーズを掴み、効果的な事業をしていく必要があります。	やすらぎの家、ゆうあいの家利用者人数(延べ人数) H25 34,537人 H26 34,851人 H27 34,670人 H28 28,591人 H29	
				ひだまりの家	行政	生きがいデイサービス、老人福祉センター機能の利用促進 介護予防に向けて健康体操、口腔体操、レクリエーション、自主活動等を行う。体験会の呼びかけ、施設のPRを行う。	生きがいデイサービスでは、利用者一人一人の個性を尊重し、健康維持と自立の助長に努め、介護予防を図ることができました。また、随時の体験・見学の受入れや長寿福祉課との連携により対象者への勧奨を行い、体験者数が増えました。新規の利用登録にもつながっています。	介護保険への移行により、生きがいデイサービスの利用を終了する方が増えており、新たな利用者を増やす必要があります。長寿福祉課との連携による対象者への勧奨、民生児童委員や地域サロンなど関係者への周知、随時利用体験や見学会を行います。また、広報紙等を通じて、生きがいデイサービスおよび老人福祉センターのPRに努めていきます。	デイサービス利用者数 H25 2,547人 H26 2,321人 H27 2,069人 H28 2,170人 H29 2,400人	
		③ 高齢者を地域全体で支える地域包括ケア体制の推進	住み慣れた地域で、いつまでも健康で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に介護、保健、医療、福祉などが連携した地域包括ケア体制を推進します。	長寿福祉課	行政	地域の高齢者を支える活動をしている関係者と地域の医療、介護、福祉に携わる関係者が連携して地域包括ケア体制を構築します。	地域の高齢者を支えるために、地域ケア個別会議として自治会長・民生委員・地域のボランティア・医療、介護、福祉に携わる関係者が集まる場を設け解決に向けた話し合いを実施しました。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるために、セラピストや介護支援専門員、看護師間での連携や多職種が集っての協議の場を、それぞれが連携を深め、支援について検討しました。	高齢者等が安心して地域で暮らせるために、地域ケア個別会議等で出された課題を抽出し、地域課題を地域の人や多職種とともに情報共有し、課題解決に向けて自助、互助、共助を考える地域づくりが必要である。	関係者の連携推進 H25 2 H26 1 H27 2 H28 2 H29	H25 2 H26 1 H27 2 H28 2 H29
		④ 地域見守りネットワーク事業の推進	地域住民と市、民生委員児童委員、自治会、関係機関との協働・連携による地域での支えあいのしくみづくりを行い、一人暮らし高齢者をはじめ、要援護者を地域全体で支える小地域ネットワークを進めます。	社会福祉課	行政	災害時要援護者支援システムの導入と災害時避難行動要支援者登録制度の制定 災害時要援護者支援体制を構築し、災害時避難行動要援護者名簿を作成、及び個別計画を策定し、日常の見守りに役立てる。	システムを導入することにより、要支援対象者の情報を一括で管理することが可能となった。また、災害時避難行動要支援者登録制度の制定により、要援護者名簿を民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、警察、消防に配布した。	提供した情報を基に地域での支えあいを推進するため、啓発に努める。	システムの導入 災害時避難行動要支援者名簿対象者の登録割合 H25 システム導入 H26 登録42% H27 登録43.2% H28 登録42.7% H29	H25 システム導入 H26 登録42.6% H27 登録43.2% H28 登録42.7% H29
				長寿福祉課	協働	地域での支えあいのしくみづくりの情報提供や継続するための支援を行います。	高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者の名簿を整備し、民生委員との情報共有を図りました。機会を捉え、民生委員との連携を進めています。	情報の共有化や機会を捉えての連携を進めています。更に災害時非避難行動要支援者名簿登録制度など、関係各課で連携しての取り組みが必要です。	民生委員との情報共有	
				自治振興課	行政	地域全体で情報共有に努められるよう、関係機関との取組や協働連携について情報提供等を行います。	市、自治会と関係機関が連携・協働していく場の提供や情報提供を行なった。	更に、地域と関係機関、各種団体等が連携協働し、地域に定着した支えあいの仕組みづくりと情報提供が必要で	地域団体等への情報提供 H25 実施 H26 実施 H27 実施 H28 実施 H29 実施	H25 実施 H26 実施 H27 実施 H28 実施 H29

基本方向	展開方策	事業名等	内容	関係部署	実施主体	事業概要	成果	課題	目標とする指標・内容	実績
				社会福祉協議会	市民	<p>○小地域ネットワーク活動を先駆的に取り組む地域の活動支援ならびに、その他、地域活動に関する相談支援。</p> <p>○小地域福祉活動について自治会等向けの出前講座の実施。</p> <p>○小地域福祉活動の担い手づくり等のためのサロン交流会の開催。</p> <p>○小地域福祉活動が市内で拡充・展開するための助成事業の実施。</p> <p>○民生委員児童委員と連携し、要援護者を見守る体制づくりの促進。</p> <p>○いきいき活動ポイント事業の受託。</p>	<p>○新屋敷ライフガードグループ活動にオブザーバーとして担当職員が出席し、情報の提供を始め継続支援を行った。</p> <p>○サロン立ち上げ支援を行い、開設に結びついた(2件)。</p> <p>○各サロンで出前講座等(体操指導やゲーム)を実施し、サロンの運営について支援・協力を行った(61件)。(H29.1末実績)</p> <p>○サロンの継続・運営等の支援、情報交換のためにサロン交流会を開催(H28.9.26)。*H29.3実施予定</p> <p>○社協地域福祉活動支援助成事業8地域協働地域福祉事業に係る助成を行い、検討段階から本職員ができるだけ関わり、事業実施に協力した。</p> <p>○各サロン活動団体の実態を調査し、課題把握及び情報提供のため冊子を作成予定。</p> <p>○赤い羽根共同募金助成事業84事業(内サロン53団体)に助成し、運営に協力した。</p> <p>○年末年始地域支え合い活動助成事業13自治会、6地振協、10施設等、4支援学級に助成し、事業の実施に協力した。</p> <p>○民児協が実施している「命のバトン事業」に協力した。</p> <p>○滋賀の縁創造実践センターの補助金により、孤食等の子どもにみんなで食事をする楽しさを知ってもらうため「ゆうあい子どもカレー★食堂」を毎月第4金曜日実施(H28.4~11延べ 子ども:805人 大人:224人)。本事業の実施により、市内3ヶ所に子ども食堂が開設した。</p> <p>○福祉大会において『「一人」が大切にされる地域であるために ～ともに在り、ともに生き、ともに支え合うつながりの築きへ』と題し、同志社大学社会学部社会福祉学科教授空閑浩人氏による講演。小地域福祉活動の重要・必要性について理解を深める(2月18日開催)。</p> <p>○いきいき活動ポイント事業で地域におけるサロン活動を活動対象とし、小地域福祉活動の推進に取り組んだ(登録サロン24団体)。</p>		全市的な取り組みにする	
		⑤ 地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりの推進	市内の子育て支援施設が積極的に情報交換や情報提供を行い、一貫した支援体制の構築を図ることができるよう、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを進めます。	子育て応援課	行政	子育て支援関係機関による会議により、子育て支援計画に関する検討と組織連携に取り組んでいます。	子ども・子育て会議を開催し、子育て支援に関する情報交換が図れました。	個々の子育て関係機関が、専門性を生かした支援を行いつつ、日常業務の中で相互連携ができる体制づくりの推進が求められています。	<p>栗東市子ども・子育て会議の開催</p> <p>H25 3回 H26 5回 H27 2回 H28 2回 H29 3回</p>	<p>H25 3回 H26 5回 H27 2回 H28 2回 H29 3回</p>
	幼児課			行政	新入園児の保護者を対象に、「子育てすくすくポイント」の配布を行い、子育てについての情報提供を行う。	新入園児の保護者を対象に、入園に向けて必要な内容を説明するとともに、発達年齢に応じた子育てのポイントについても情報提供を行った。子育て不安や心配のある保護者には個別に対応し、不安を軽減できるようにした。	入園説明会等、機会を捉えての子育て支援に対する情報提供・相談は各園において実施できるが、幼児課(園)が未就園の子育て家庭への支援を継続して行っていくことは難しい状況にある。	<p>一日入園の開催および子育てについての情報提供。</p> <p>H25 ○ H26 ○ H27 ○ H28 ○ H29 ○</p>	<p>H25 ○ H26 ○ H27 ○ H28 ○ H29 ○</p>	
	ひだまりの家			行政	同和教育担当者会議 学校、園、地域、行政、ひだまりの家が連携して、地域や学校で子どもたちが安心して育っていける環境づくりや、子どもの自己実現に向けた必要な支援に取り組めます。	教育実態調査をふまえて、普段の校園・地域での子どもの様子や支援の方針を交流してきました(21回)。その結果、支援の方法や改善の仕方が共有され、子どもや保護者へのより良い対応につなげることができました。	子どもたちは明らかに今なお部落差別の現実の中で生活しています。子どもに関わるすべての教職員、行政がその現実を認識し、自らが差別解消の思いを持って保護者と共に活動していけるよう課題意識を持つ必要があります。その為、ひだまりの家は、拠点として積極的に情報を発信し、支援を行っています。	<p>同和教育担当者会議年間開催数</p> <p>H25 20 H26 20 H27 20 H28 20 H29 20</p>	<p>H25 20 H26 21 H27 21 H28 21 H29 21</p>	
	学校教育課			行政	児童生徒支援室や子ども成長支援教室の活動を保護者や市民に広報で周知する。	電話相談、来所相談、訪問相談ともに、相談件数は年々増加しており、市内児童生徒への支援体制の構築が図れている。	相談内容が多岐にわたり、他関係機関との連携が必要となってきたため、より広いネットワークの構築を進めていかなければならない。	<p>相談件数が年間120件を切らないように進める。</p> <p>H25 100% H26 100% H27 100% H28 100% H29 100%</p>	<p>H25 100% H26 100% H27 100% H28 100% H29 100%</p>	

基本方向	展開方策	事業名等	内容	関係部署	実施主体	事業概要	成果	課題	目標とする指標・内容	実績
		⑥ 誰もが安心して暮らせる地域ネットワークの構築	経済的困窮者や社会的孤立者を早期に発見し、必要な支援につなぐため、地域ネットワークの構築を図ります。また、就労・生活支援においても民間事業者・公的機関・NPO法人・ボランティア等と連携し、インフォーマルサービスの活用を図ります。	社会福祉課	行政	生活困窮者自立支援相談窓口を設置し、関係機関との連携を図っていく。	生活困窮者自立支援法施行から2年目を迎え、自立相談支援事業の実施により、本人が抱える複合的課題の解決に向けて取り組むことができた。	生活困窮者支援制度は関係課や関係機関の「タテ割り意識」の払拭の中で運用される制度である。その観点について関係課や関係機関の認識をより一層深めることが課題。	相談窓口の設置 H25 H26 H27 設置 H28 継続 H29 継続	H25 H26 H27 設置 H28 継続 H29
	社会福祉協議会			市民	<p>○生活困窮者自立促進事業対象者の把握のため、身近な地域の相談窓口である民生委員児童委員、自治会長等と連携を密にし、情報共有をはかり、地域課題の早期発見、解決に向けて取り組みをすすめる。</p> <p>○平成27年4月より粟東市生活困窮者自立促進事業（家計相談・学習支援）を受託し、生活困窮者の家計の再生を図りつつ、生活全般にわたる自立を支援する。</p> <p>・家計相談：生活困窮に陥った原因を明確にし、収支のバランスが取れた家計の再建を図り、住み慣れた地域で安定した生活が営めるように支援する。</p> <p>・学習支援：生活に困窮している世帯で、家庭環境等により健全な成育を阻害されている子どもたちに、居場所の確保ならびに学習機会を提供することにより、健全な発達を支援する。</p> <p>○生活福祉資金貸付事業・地域福祉権利擁護事業利用者のニーズを通して、地域課題を明らかにし、CSW機能の充実を図る。</p> <p>○生活福祉資金償還金を滞納している世帯等に対し、家計相談等を通じ支援を統一的に実施する。</p> <p>○滋賀の縁創造実践センターの補助金により、孤食等の子どもにみんなで食事をする楽しさを知ってもらうため「ゆうあい子どもカレー★食堂」を実施。</p> <p>○福祉大会において『「一人」が大切にされる地域であるために ～ともに在り、ともに生き、ともに支え合うつながりの築きへ』と題し、同志社大学社会学部社会福祉学科教授空閑浩人氏による講演。小地域福祉活動の重要・必要性について理解を深める(2月18日開催)。</p> <p>○社協内外の相談事業関係者による連絡協議会の設置にむけ検討をすすめる。</p>	<p>○生活困窮者自立促進事業（家計相談・学習支援）を受託し、生活困窮者の家計の再建をはかり、生活改善に向けた支援・指導を行った。</p> <p>○学習支援を毎週金曜日に実施(10名登録)し、学習機会並びに居場所を提供することにより、健全な発達を促した。</p> <p>○「ゆうあい子ども★カレー食堂」を毎月第四金曜日に実施(H28.4~11延べ 子ども：805人 大人：224人)本事業の実施により、市内3ヶ所に子ども食堂が開店した。</p>	<p>○潜在的対象者の掘り起こし。</p> <p>○貸付相談者および償還滞納者へ対して、貸付後も含めた生活指導。</p> <p>○自立相談支援機関との連携</p> <p>○「ゆうあい子ども★カレー食堂」の地域移行</p>	総合相談機能の充実を図る		
				長寿福祉課	協働	民生委員等関係者と連携し、対象者への相談支援を行います。	民生委員等関係者との情報共有化、連携により、支援が必要な高齢者を掘り出し、支援を行うことができました。(緊急通報システム、配食サービスの導入など)	支援が必要な高齢者を早期に発見するために、更に民生委員等関係者、関係機関との連携を進め、制度の周知を徹底する必要があります。	H25 H26 H27 H28 H29	H25 H26 H27 H28 H29
				ひだまりの家	行政	相談事業の充実 情報提供を行うとともに、各種相談への迅速かつ的確な対応を図ります。毎月、情報交換会を開催するほか、館内での課題解決が困難な場合、関係機関との連携や連絡調整会議を開催します。	地域住民の状況の把握を行い、何に困っておられるか、何を求めておられるかを見極め、館内、関係各課及び関係機関と連携を図り対応をしています。就労については3名の方が職を見つけられました。また、見守りの中で長期就労が困難だった人の就労継続につながっています。	個人的な悩みについては、人前で話しにくいことでもあり、今後も訪宅活動を実施する中で、課題の掘り起こしを図る必要があります。各職員も制度等の知識を習得し、関係各課、関係機関と連携し、迅速な対応ができるよう情報収集をする必要があります。	情報交換会開催数 H25 12 H26 12 H27 12 H28 12 H29 12	H25 12 H26 17 H27 12 H28 12 H29

基本方向	展開方針	事業名等	内容	関係部署	実施主体	事業概要	成果	課題	目標とする指標・内容	実績
イ・地域振興協議会機能の充実	①	地域振興協議会や地域の関係団体との連携強化	地域の個別な課題に対応できるよう、地域振興協議会との連携を図りながら、市民を対象とした福祉学習会等の開催を支援します。	社会福祉課	協働	民生委員・児童委員と地域振興協議会（福祉部会）との連携が図りやすくなるよう支援をする。	必要に応じて随時連携を図る。	現状の的確な把握と適切な支援が課題である。	—	—
				長寿福祉課	協働	地域課題を共通理解し、地域振興協議会と連携しながら市民を対象とした研修会等を開催します。	金勝学区にある認知症対応型デイサービスと協働の認知症カフェの開催に向けて、コミュニティセンター金勝において金勝学区地域振興協議会との共催により、認知症に関する理解を深めてもらうためにふれあいサロン講演会を開催しました。その効果もあり認知症への理解を深めていただきました。また、カフェ開催時には、金勝学区の民生委員の一部の方の参加もあります。	認知症の人や家族の参加が少ないこと、また、地域の誰でも参加でき介護相談も実施していますが、地域の参加も少ない。そこで、身近な地域の方が参加でき、また、地域の中で孤立している認知症本人や家族が参加できるように、民生委員等が声かけできる機会になるよう、民生委員に見学できるきっかけになるよう働きかけをしていくことも必要である。	研修会等の開催 H25 2 H26 2 H27 2 H28 2 H29	H25 2 H26 0 H27 2 H28 H29
				自治振興課	協働	各学区地域振興協議会への活動補助金等により、福祉部会を始めとする活動の充実を図るための支援を行います。	各学区の地域振興協議会に対し運営補助金を交付し、福祉担当部会等における健康福祉講座の開催等、学区毎に特色を生かした開催への支援を行いました。	今後も地域と連携し学区民のニーズに対応した福祉学習会等の開催を工夫していく必要があります。	地域振興協議会運営補助 H25 100% H26 100% H27 100% H28 100% H29 100%	H25 100% H26 100% H27 100% H28 100% H29
				生涯学習課	行政	各学区地域振興協議会と連携し、受講者からのアンケート結果を参考に講座テーマを決めて実施する。	「環境・子育て・まちづくり」の三分野で講座を実施した。（生涯学習課が実施）	学区毎に取り組みに対する温度差がある。	地域の個別な課題に対応できるよう学習会を開催（各コミセン毎） H25 参加延べ1,300人 H26 参加延べ1,300人 H27 参加延べ1,300人 H28 参加延べ1,300人 H29	H25 参加延べ1,325人 H26 参加延べ1,318人 H27 参加延べ1,137人 H28 参加延べ1,042人 H29
	①	コーディネーターの配置	地域で支援を必要としている人と支援する人や団体を結びつけ、地域の問題を解決していくきっかけづくりを行うため、さまざまな活動団体と市民が有機的な連携を図ることができるコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の設置を進めます。	社会福祉協議会	行政・社協	○社協の総務・地域福祉・事業課それぞれの職員が地区担当をもち、日常業務と兼務で対応。 ○各老人福祉センターに地域福祉推進員を配置。	各地振協へ地域福祉関係事業に対する助成を通じ、当該事業の企画等から本会職員が関わる方式を取り、関係づくりができた。また、地域への出前講座、座談会においても地域担当が対応、関わりを深めた。	地域福祉推進については、コーディネート・コミュニティソーシャルワーク機能が重要。現在の職員の資質向上も必要だが、多岐に亘る事業活動の中で、より伴走型の支援を行うには増員が必要。これについては行政とも協議をしながら検討していく必要がある。	専任のCSWの設置	
				長寿福祉課	行政	複合的な問題を抱えた個別事例への対応については、関係者が情報共有し課題解決に向けた協議を開催します。	栗東市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議や課題に応じて関係する課（障がい福祉課、社会福祉課等）と話し合いを実施しています。	お互いが連携しながら、総合的に支援できるように協議を重ねていくことが必要です。	福祉専門職の会議 H25 2 H26 3 H27 10 H28 10 H29	H25 2 H26 3 H27 10 H28 10 H29
				社会福祉協議会	行政・社協	○生活課題を抱えた世帯等については、複合的な要素が絡んでいるケースが多く課題がより複雑化しており単独の機関での対応が困難である。各関係機関での情報共有とともに、課題解決に向けた協議を行う。 ○栗東地区障がい者事業所連絡協議会において隔月情報交換を実施。 ○地域福祉権利擁護事業等における、関係機関とのケース検討会の開催。 ○「滋賀の縁創造実践センター」に参画。 ○社協内外の相談事業関係者による連絡協議会の設置にむけ検討をすすめる。	○地域福祉権利擁護事業契約者(58人 H29.1末現在)について、ケース検討会の開催呼びかけや行政をはじめ関係機関と連携を密にし、安定した生活を営む支援ができた。 ○「滋賀の縁創造実践センター」に参画したことにより、民間福祉関係者の枠を超えたつながりができた。 ○老人福祉センター利用者の傾向として、心身の状況から支援が必要な利用者が増えつつあり、相談はもとより、関係機関（地域包括支援センター等）、介護サービスにつなぐことができた。	・行政との連携ならびに役割分担 ・福祉分野に限らず、他職種との連携の必要性 ・単発での関わりではなく、継続的な関わりが必要	定期的なケース検討会・連絡協議会の開催	
	③	福祉専門職の配置	地域の状況等を把握し、複雑化・多様化する地域課題に対し、必要な支援を行うため、社会福祉協議会の職員や介護職・保育士などの専門職が地域とのつながりを強めることができるよう、福祉専門職の配置を進めます。	社会福祉課、障がい福祉課、長寿福祉課、幼児課	行政	必要な専門職の配置に務めます。	必要に応じた専門職を配置。	必要な専門職員の確保に今後も引き続き努める。	—	—
				社会福祉協議会	行政・社協	○職員の専門性を高め、住民からの相談に対応することができるよう、内外部の研修への参加促進を図る。 また、公募・採用に関しては福祉関係についての有資格者を受験資格としている。 ○社協の総務・地域福祉・事業課それぞれの職員が地区担当をもち、日常業務と兼務で対応。 ○地域振興協議会対象に支援（人的、資金的：地域福祉活動助成）を行い、地域福祉活動の増進を図る。	各地振協・自治会等へ地域福祉関係事業に対する助成を通じ、当該事業の企画等から本会職員が関わる方式を取り、関係づくりができた。また、地域への出前講座、座談会においても地域担当が対応、関わりを深めた。	地振協・自治会事業が単発的な事業に終わらず、継続性を持った内容としていくため、定期的な関わりおよび関係づくりが必要。	各分野の地域担当による定期的な会議の開催	